

医師支援推進室規則の一部を改正する規則・規程をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也  
岩手県医療局長 佐々木 信

岩 手 県 規 則 第 1 号  
岩手県医療局管理規程

医師支援推進室規則の一部を改正する規則・規程

医師支援推進室規則（平成18年 岩手県規則 第1号）の一部を次のように改正する。  
岩手県医療局管理規程

改正前	改正後
<p>(主査) 第8条 [略]</p>	<p>(主査) 第8条 [略] <u>(主査行政専門員)</u> 第9条 医師支援推進室には、必要に応じて、主査行政専門員を置くものとする。 2 主査行政専門員は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の特定事務を処理する。 (主任及び主任行政専門員)</p>
<p>(主任) 第9条 医師支援推進室には、必要に応じて、主任を置くものとする。 2 主任は、上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。 (副主幹及び技術副主幹) 第10条 [略]</p>	<p>(主任及び主任行政専門員) 第10条 医師支援推進室には、必要に応じて、主任及び主任行政専門員を置くものとする。 2 主任及び主任行政専門員は、上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務又は技術をつかさどる。 (副主幹及び技術副主幹)</p>
<p>(主事) 第11条 医師支援推進室には、必要に応じて、主事を置くものとする。 2 主事は、上司の命を受け、事務をつかさどる。</p>	<p>(主事及び行政専門員) 第12条 医師支援推進室には、必要に応じて、主事及び行政専門員を置くものとする。 2 主事及び行政専門員は、上司の命を受け、事務をつかさどる。</p>
<p>(代決) 第12条 [略]</p>	<p>(代決) 第13条 [略]</p>
<p>(専決) 第13条 [略]</p>	<p>(専決) 第14条 [略]</p>
<p>2 室長が指定する職員は、次に掲げる事項及び前項に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で室長があらかじめ指定したものを専決することができる。 (1)～(9) [略] (10) <u>職員の扶養親族の認定に関すること（医療局長の権限に属するものに限る。）。</u> (11) <u>職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額の設定又は改定に関すること（医療局長の権限に属するものに限る。）。</u></p>	<p>2 室長が指定する職員は、次に掲げる事項及び前項に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で室長があらかじめ指定したものを専決することができる。 (1)～(9) [略]</p>

(12) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の設定又は改定に関すること（医療局長の権限に属するものに限る。）。

(13) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定に関すること（医療局長の権限に属するものに限る。）。

(14) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定に関すること（医療局長の権限に属するものに限る。）。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則・規程は、平成26年4月1日から施行する。